

平成１８年度財団法人ひょうご震災記念２１世紀研究機構
外部評価報告書

平成１９年１０月

財団法人ひょうご震災記念２１世紀研究機構外部評価委員会

目 次

1	序文	1
2	機構全体の評価	2
3	研究所・研究部等の評価	4
4	機能別の評価	7
5	研究調査の中間段階における評価	9
6	研究調査に関する査読結果	10
7	業績評価方法に関する意見	21
参考資料		
1	評価の方法	22
2	外部評価の実施経過	22
3	外部評価委員会 委員名簿	23
	業績評価実施要綱	24
	外部評価委員会設置要綱	25

1 序文

兵庫県では、これまでから地域政策に関するシンクタンクを独自に設立、運営してきた。すなわち、兵庫県の地域社会づくりをめざす(財)21世紀ひょうご創造協会を昭和47年設立したのはじめ、平成元年には長寿社会に関する研究を行う(財)兵庫県長寿社会研究機構を設立するとともに、長い活動実績を有する家庭問題研究所を平成4年、同機構に編入した。その後、阪神・淡路大震災を経て、平成15年には(財)21世紀ひょうご創造協会と同機構を統合し、新たに(財)21世紀ヒューマンケア研究機構を発足させるなど、時々の政策課題に応じたシンクタンク活動を多彩に展開してきた。

このような実績に立ち、阪神・淡路大震災においても、創造的復興のために、全国から専門家を招いて「都市再生戦略策定懇話会」を設置しただけではなく、震災とその復興施策等々についての「震災対策国際総合検証」のほか、各分野の専門家98名が6部会を組織して研究成果をとりまとめた「復興10年総括検証・提言報告」などは世界的にも他に例のない内容の吟味された震災復興に対する研究報告書となっており、大きな成果をあげてきた。また、平成9年には、(財)阪神・淡路大震災記念協会を設立して、震災にかかる調査研究をはじめとする諸事業を展開してきた。

こうした研究や活動の成果が評価されて、震災10年の節目となる平成17年には国連防災世界会議が神戸市で開催され、その会議での議決を受け、被災地の復興を国際的に支援する国際防災復興協力機構が神戸市に設置されることになった。その意味でも兵庫県は、震災とその復興過程について世界に冠たるシンクタンク機能を果たしたものと評価できる。

そして、震災の教訓の一つとなった20世紀文明の脆弱性を克服し、人間の安全と安心を第一義に据えた21世紀文明を創造するうえで重点的な研究領域となる「安全・安心なまちづくり」と「共生社会の実現」をミッションに、(財)阪神・淡路大震災記念協会と(財)21世紀ヒューマンケア研究機構を統合した本機構が平成18年4月に設立され、「復興基金」を主たる財源に新たに活動を開始した。

時あたかも地方分権への動きが本格化しつつあり、地域の自立的な政策形成が期待されるなか、震災体験を原点に実証的、政策的な研究を行い、兵庫県はもとより国内外に発信し続けるというミッションを持った本機構の役割は極めて大きく、ユニークで誇りうる存在であるといえる。

その一方、本機構に対し、「復興基金」を財源とした運営費の交付をはじめ、県職員の派遣等を行ってきた兵庫県は、震災関連県債の本格的な償還が始まったこともあり、多額の収支不足に直面し、この悪化した財政を改善するとともに行財政構造を持続可能なものへと転換していくことが急務となっている。

このような状態の中で、当委員会は、平成18年度における研究調査その他の事業について、平成19年7月～9月にかけて外部評価を実施した。そこでは、本機構の自己点検評価の結果をもとに、各委員が分担し精査した結果を全体会議に付して、評価項目毎に吟味し、厳正に評価を行った。特に、「機能別の評価」については、4段階評価では、自己点検評価の結果を妥当なものとしたが、その所見において厳しい意見を付した。

当委員会の評価結果については、県の行財政改革の方向も踏まえつつ、選択と集中を基本に、今後の事業の推進及び組織の見直しに有効に反映されることを強く期待する。

2 機構全体の評価

(1) 主旨

当委員会は、「人と防災未来センター」や「こころのケアセンター」の運営も含め機構全体として、阪神・淡路大震災という歴史的な経験を活かしつつ、中期計画に沿って所定の成果をあげており、さらなる発展が期待される組織であると高く評価する。

しかし、業務・組織については、統合の成果をより一層発揮する観点から、機構のミッションを踏まえた見直しとその再編を期待するものである。

すなわち本機構の研究所には、大震災以前、兵庫県は財政力も健全な時代に県政の一翼を担うシンクタンクとして設置されたものがあり、県の政策要請に基づき、それなりに成果をあげてきたといえるが、その当時においては、県の一般財源からの助成に大きく依存して、研究所等の運営がなされていた。

しかし、「復興基金」を活動財源とする本機構に統合された以上、そのことをより明らかに県民に理解してもらい、ミッションに基づいた今後の活動を期すためにも、この際、研究所についてはその運営方針と研究・提言活動を本機構の設立目的に沿えるよう再編することが望まれる。加えて、兵庫県が大幅な人員・経費の削減に臨みつつあることから、本機構においても選択と集中を基本に業務の効率化と組織の再編を以下の点に留意しつつ実施するよう提言する。

(2) 研究のあり方

(特色のあるシンクタンクの構築)

- ・ 幅広い分野に対して積極的なテーマ選定をして研究に取り組んでいるが、震災を経験した兵庫のシンクタンクとして、機構の存在感を高めるためにも、震災を原点とした特色ある研究に特化する必要がある。
- ・ 長寿、少子家庭などの分野における理念的、政策的な研究は今日、全国的に大学や研究所で相当程度行われている。機構の研究は、それらの分野で毎年数テーマであり、全国的に高い水準を保持し続けるのは難しいのではないかと。また、調査的研究については、ピンポイントで対象を限定して行われるが、それがどの程度一般化できるか、その普遍性の検証が求められる。全国的に取り組まれているテーマについては、被災家族や被災地などをフィールドに震災をバックボーンとした研究を発展させる方向を目指すべきではないかと。

(理系の視点を交えた研究の実施)

自然災害のリスク、災害に強い都市づくりや被災住民を支える医療や情報技術等の向上をめざす場合、理学、工学、医学の専門家の知恵と思考が欠かせないことから、理系の視点を交えた学際連携の可能性も探る必要がある。

(バランスのとれた研究スタイル)

シンクタンクとして、大学ではできない研究を行うことが望まれる。

その方向として、一つは、政策に広い知見を有する研究者による政策提言であり、政策の方向づけを行ったり、いくつかの選択肢をシミュレーションによって提示していく。もう一つは、震災を契機に生まれた地域活動、市民活動に身を滑り込ませ、寄り添いながら新しい感覚で行動的に研究していく、若い実践的な研究者の「道場」としての役割を担うことである。

これら2つの研究スタイルをバランスよく行っていくことが大切ではないか。

(3) 事業のあり方

(国際的レベルでの提言)

地震多発時代にあって、防災は世界中から注目されている。国内や、県の行政施策に対する提言にとどまらず、国際的なレベルでの提言を行うとともに、情報の発信についても国際的に発信すべきである。

(県民等にかかれた活動の展開)

研究成果をはじめ情報の発信については、特にインターネットの活用を一層図ることにより、多くの県民や研究者との接点を広げるが可能となる。そのことにより、県民等にかかれたシンクタンクとしての活動がさらに期待できる。

(活動領域の焦点化)

機構の活動領域がやや広がりすぎているのではないか。財源にも限りがあり、コストカットを求められていることから、機構のアイデンティティを第一に考え、それに沿わない事業は、思い切って整理するなど、選択と集中を進めるべきである。

(4) 組織・体制のあり方

(組織の再編)

機構は組織が大きく、研究部門も複数に分かれており、一部事業に重複感がある。研究部門、事業部門、管理部門を再整理し、業務を純化、集約化する必要がある。

(人員配置の見直し)

予算規模からして人員が多いように感じる。類似の研究機関等を参考に見直すべきである。

(ミッションの検証)

ミッションを絶えず問い直し、革新することが大切であるため、10年後を見据えて、すべての業務を5年経過時点で見直す必要がある。

3 研究所・研究部等の評価

〔安全安心社会研究所〕

研究所名にある「安全」「安心」は、ここ1～2年、急速に輪郭をあらわにした社会問題である。食や家電・ガス製品の安全、マンションの強度、都市防災、原発耐震など、ミクロの消費生活からマクロの政策課題まで、この視点でとらえ直すべきテーマは多い。本研究所の発足は、時代の要請に的確に答えているといえる。

初年度に選ばれた4テーマは主に自然災害に光をあてているが、テロ対策（「自然災害を始め、社会の様々な不安に対する安全・安心の仕組みづくり方策」）や医療問題（「多自然居住地域における安全・安心の実現方策」）も視野に入れており、「安全」「安心」を横断的にくくり、議論しようとする姿勢は評価できる。また、発足後1年数か月で、研究報告書「住の安全・安心に関する研究」ならびに3つの研究プロジェクトの中間報告を作成したことは、研究が順調に進んでいることを示している。

とくに住の安全安心に焦点を合わせた研究報告書は、住宅政策が大災害からの復興の長期的影響に大きな影響を及ぼすことを明らかにした優れたものと評価できる。

しかし、3つのプロジェクトの中間報告については、地域社会における安全・安心の仕組みづくりを扱った2つのプロジェクトでは、掲げられた目標に即して研究が進められているが、首都機能のバックアップ体制のあり方を扱ったプロジェクトについては議論の絞込みが求められる状況にある。

地域社会の視点から国レベルや国際レベルの議論を行うには、それなりの調査分析手法が必要である。これまでの研究で成果を上げている他の2つのプロジェクトがいずれも地方での情報収集と分析を基礎にしたものであることから、研究目的と研究手法の関連について研究所として明確な考え方をもちることが必要である。

なお、いずれの研究についても、ゲスト・スピーカー1人の報告を除いて、海外における類似の問題を扱った研究への言及がほとんどないのは、研究所として問題であると考えられる。海外での研究に参加して自らの研究の質を高めることは、この種の研究だからこそ求められる要素もある。阪神淡路大震災への海外研究者の関心の高さを見習うべきである。

また、私たちの社会はリスクを抱えながら、それをどう制御し、どう最小化するかが求められている。リスクの評価と管理を考えるのに、理系研究者の連携は欠かせないと思われる。「安心」社会の実現では、情報技術（IT）の活用も大きな可能性を秘めている。この意味でも、理系の視点は役立つと考えられる。

〔地域政策研究所〕

グローバル化が本格化し、地域の再生、地域経済の復権が重要な課題となっている。また、大震災の経験は、地域政策のあり方にいろいろな課題を投げかけた。しかも、政府は、地方分権化の方針の下、地域国土政策のあり方を地域自治体と地域住民に委ねることになった。この状況変化に対応するためにも、地域の内部にこれからの地域政策のあり方について、万全の知恵を提供できるシンクタンクを確立することが不可欠になった。本研究所は、今までも、それに寄与できるように、テーマの設定や研究体制のあり方などについて検討を重ねており、その成果は評価できる。

内容に関しては「都市圏域の空間構造のあり方に関する研究」の査読結果は二人の専門委員はいずれも「評価できる」となっている。中間段階の2テーマについては、マクロと

ミクロの観点から転換期における地域政策のあり方を解明する研究に意欲的に取り組んでおり、その積極的な姿勢は評価できる。また、実質的な研究着手から半年間程度で成果をあげている。

しかし、これまでの最終報告書や中間報告書にも目標達成のためのより具体的な提言や、現に兵庫県が取り組んでいる施策への検討などを含めた提言が望まれるものもある。また、地域政策研究所の対象とするフィールドは並立する他の研究所・研究部や、テーマによっては両センターの研究部とも連携する要素があるように思われる。経営的な観点からすると、「商品」である研究成果をよりよいものにするためには、研究所の枠に縛られず、財団の有する研究資源やネットワークをもっと有効に活用する研究も進めるべきではないかと考える。今後、研究成果の核となる政策提言に向けてさらなる尽力を期待するものである。

なお、設立当初の目的と県財政再建の中で、復興基金に裏付けられて再出発した新しい機構の中でのあり方についても、これを機会に再検討されることが必要になるであろう。

〔少子・家庭政策研究所〕

研究テーマである「家族・家庭を支えるための地域社会の役割についての調査研究」「自然学校、トライやる・ウィーク等兵庫型体験学習の効果、評価の分析」「ライフスタイルの多様性を支える少子化対策の展開」は、いずれも兵庫県の特性を意識したテーマ設定がなされ、分析においてもこれまでの施策の評価を行い、また、定量的な把握だけでなく、インタビューや参与観察といった手法で、実態に迫っており、具体的なデータを網羅した調査結果となっている。また研究のための研究で終わらず、次の施策展開に必要な情報を収集し、提案に結びつけることが出来ており、役立つ成果となっている。

少子化対策、家庭政策は全国的に関心の高いテーマであり、兵庫県の事例は参考になることも多いと考えられる。特に「兵庫型体験学習の効果、評価の分析」等は全国的にも注目されているので、兵庫県のための施策提言にとどめず、全国発信を意識した調査研究を進めることが期待される。

しかし、少子化が進むなかで、家族や地域社会（コミュニティ）のあるべき姿を模索する本研究所の研究課題は、全国各層でも多様に取り組まれているものであり、この研究所がどのような視角から、どのような見識や思想をもって、どのような分析と提言をおこなうのかについて、一層明確にする必要があると考えられる。もちろん事前に特定の見識や思想をもって分析をおこなうことは研究を歪なものにする可能性が高いが、たとえば「父」とは何かについての思想なしに「父親の役割」についての提言をおこなうことはできない。そのためには、子どもの体験学習、女性のライフスタイル、父親の役割についての各研究をたがいに引き合わせ、そうした相互検証の作業のなかで、少子化時代における家族とコミュニティのあり方について、文明史的な観点をも含めて、より大きな視点から議論をまとめあげていく必要がある。

〔長寿社会政策研究所〕

長寿社会をどのように構築するかは、日本の政治社会システムにとって最も重要で切実な問題である。その観点から長寿社会政策研究所の設立は誠に時期にかなったものである。この研究所から2つの中間報告書が出されているが、テーマおよび研究の方向性は評価できる。

しかし、「団塊の世代等、中高年世代の意識等に関する調査研究」は政策的な仮説や問題意識が事前がないために、単なるアンケート調査の報告書になっているように思われる。

また、「人口減少社会における世代間分担のあり方、高齢社会の将来展望」については、

テーマが重要であるだけに兵庫県を相対化して（比較的）研究すべきである。これらは、時間と費用の観点から難しいかもしれないが、テーマが重要であり社会的要望のある問題だけに、最終報告書では努力してもらいたい。

本年度の研究課題は、これまでの長寿社会政策研究所の研究の流れにそったものであると考えられることから、今後は、ひょうご震災記念21世紀研究機構の長寿社会政策研究所として、これまでの業績を踏まえ、震災体験に関わる研究に軸足を置いていくことが、社会に対してより大きな貢献ができるのではないかと考えられる。

〔学術交流本部研究部〕

交流というところに焦点を当て「多文化共生社会研究会」を設置し、テーマだけでなく、研究方法についても広く研究者を募るなど、交流本部に相応しいアプローチをしている点は評価できる。多文化共生についての調査研究は急務であり、問題意識も明確であるので成果についても期待できると考えられる。しかし、学術交流施策に資する、という点については、現状の問題意識、研究方法については明確でなく、今後に期待するところである。

また、学術交流本部は組織として、本部の中で研究を担うということで、わかりにくい組織になっているという印象を受ける。研究調査本部とは別の組織系統に属するものとされているが、研究調査本部に属している4研究所に匹敵するレベルの研究会と計画を持っている。しかし、そこで取り上げられている4研究所の財政的基盤が、本機構が発足するときに変わったこととや、県財政の再検討の機会にそのあり方を工夫しなければならなくなったことを契機に、あらためて、その位置づけと組織とを根本的に整理することが望まれる。

なお、それとの関連で、本研究部では、「震災の経験と教訓から学んだもの」として、（1）人間の安全保障と（2）多文化共生とが取り上げられているが、当研究機構の財政基盤とあうべき全国の他の研究機構との関係から考えて、仮にそれらを取り上げるときにも、内容的に震災復興との関連で特色を出すなど、一層の検討が必要であると考えられる。

〔特別研究〕

本研究は各研究所の枠を超えて、全体に関わる大きな課題を研究するものである。近年全国的に行われた市町村合併の評価、新しい市町村と県の関係、道州制への展望は、これから日本の地方政治を考える上で避けては通れないものである。また、阪神・淡路大震災以降、日本全国で地震が多発しており、これからも多くの地震が予想される。その意味で、阪神・淡路大震災の経験を通じた実証研究は緊急の課題である。特別研究でこの2つのテーマを選んだ必然性はそこにある。

ただ、テーマが重要であるだけに、研究姿勢としては実証的であらねばならない。その点、広域行政のあり方研究には、実証性という観点から物足りないものがあると考えられるため、兵庫県だけのケースでよいので、市町村合併の評価を緻密にすべきである。その結果を通して道州制の問題に迫ることができると考えられる。

また、被災自治体の問題については、財政運営だけでなく、他の問題点はないのか、もう少し視点を広げるべきではないかと考えられる。

当機構のもとの特別研究調査のあり方としては、「深掘した事例研究を行う必要がある」ということに尽きると考えられることや、研究テーマが4つの研究所の枠を本当に超えるものかどうかの吟味も必要であることから、特別研究の方が重要になれば、研究所の将来の再編も必要ではないかと考えられる。

4 機能別の評価

評価項目	委員会判定	所見
[1(4) 研究助成・委託研究・共同研究]	A	・地域社会が抱える問題と向き合う姿勢は評価できる。また、国際的な枠組みのなかで研究を積み重ねていこうとする方向性もよい。 ・研究助成については、まだ着手した段階で、成果がまだ明白でなく、評価できる段階ではない。また、共同研究については、まだ準備段階であり、十分な成果が出たとはいえない。 ・阪神・淡路大震災の経験とその後の復興の経験を生かした研究が望ましい。また、国際連合地域開発センターをはじめ防災災害研究の進んでいる国や地域と連携してよりよい刺激を受けることが必要である。 ・タイムリーな研究が求められることもあるので、研究助成制度は弾力的に運用できるようにしてはどうか。
[2 研究成果の普及・政策提言]	A	・「21世紀文明シンポジウム」は、魅力的なテーマと講師で評価できる。素晴らしい内容であれば、そのまま報告書にしても優れたものになる。また、もう少し全国的に参加者を募る必要がある。 ・刊行物については、数を出すことが目的ではなく、より広く周知し、研究成果が活かされることが目的であることを考えると、さらなる工夫が必要である。 ・研究年報については、多くの投稿を募りつつ、レフリー制による掲載を進めていくべきである。また、研究年報という名前も雑誌の特質に沿って改名することも考えてはどうか。 ・研究成果を読んでもらえるものにするためには研究年報をレベルアップする必要があるが、それには大変な労力を要することから、むしろ研究成果をレベルの高い学会誌に投稿し掲載されるよう努めていくことを検討してはどうか。 ・研究成果については、海外の研究誌へも投稿していくなど海外でも発信していく必要がある。 ・研究の質の向上を図る意味からも、研究員が中間段階で一堂に会し、相互に議論しあう機会を設けてはどうか。 ・ニュースレター、ホームページ、ブックレットなどは、読んでもらうことが難しいため、研究と政策提言で有意義なものは、単行本として出版してはどうか。 ・テーマ選定ないし問題把握のために、特に現場の政策担当者との意見交換が大切であるが、県民との懇談の機会や、機構役員・研究者の独自の問題提起があつてよい。また、国全体の動向、地方シンクタンクに対する要望をくみ取る努力も必要である。
[3 人材育成]	A	・「アジア若者塾」において国際性をもった指導者層を養成しようとしている姿勢は、それ自体が国際貢献になっており評価できる。今後は、受け入れ国をさらに検討し、コースも機構設立の趣旨に沿うように限定すれば一層特色が出ると思われる。 ・幅広く実践的な講座を行い成果を上げているが、募集定員に対して受講生が下回っている講座等に対しては見直し等が必要である。また、受講者が定員を割っている理由として講座の名称が影響していることも考えられることから、一般県民が受け入れやすい名前にしてみてもどうか。
[4 高度な学習機会の提供]	A	・機構が、「生涯学習のニーズ」に応え、カルチャーセンター的な領域にまで足を踏み入れる必要があるのか疑問である。 ・「21世紀文明研究セミナー」の防災支援コースは、「人と防災未来センター」での人材育成と棲み分けを図るべきである。また、「平和の技術」としての4コースは、視点を変えたコース設定してみてもどうか。 ・「ひょうご講座」については、大学連携事業推進機構でその内容、特に講義科目等の検討をする必要がある。また、ひょうご講座の内容は、震災とは直接関係しないことから、今後機構の改革時に、位置づけを整理してみてもどうか。

評価項目	委員会判定	所見
[5 情報・資料の収集・整理・保存・展示]	A	・「オーラルヒストリー」について、ヒアリングの対象者がエリート層だけに限られず、一般市民のヒアリングも行われているのは評価できる。また、データは30年間原則未公開であるが、原則に触れない部分については、鋭意公開の方向で進めるべきである。 ・阪神・淡路大震災の復興の記録を残すことは兵庫県に課せられた重要な任務であり、震災と対峙した人々の気持ちを聞き取ることは、教訓の活用を図るために重要な任務である。
[6 交流ネットワーク]	A	・シンポジウムについては、国内外の参加者が特定の問題、あるいは共通の関心事について論じ合えるものにするため、テーマを十分吟味する必要がある。 ・機構が取り組んでいるテーマについては、一地域の視点から論じられる場合が多いので、全国レベルでの普遍的結論を得ようとすれば、他の地域の問題についても目配りする必要がある。その意味で、県外や先発のシンクタンクなどとの交流は、もっと活発に展開してはどうか。 ・広範なテーマでただ交流をするということではインパクトに乏しいと思われる。 ・「交流・ネットワーク」に位置づける事業項目については、再整理してみてもどうか。
[7 防災・減災に取り組む「1.17は忘れない」ための普及啓発]	B	・「1. 17は忘れない」という、いわば過去の教訓に学ぶことの重要性を否定するわけではないが、最近明らかになりつつある大災害の可能性についての新しい情報に基づいた取組みをもっと前面に出してはどうか。 ・防災・減災の普及活動は機構に課せられた最も大事な任務である。県民の防災意識を高めていくためにも是非続けていく必要がある。 ・広く社会を巻き込む施策の展開が必要である。また、成果物を作成した結果として、外形的な数値にとらわれるのではなく、アンケート調査等により効果を測定し、実質的に評価をする必要がある。 ・自己評価で、防災未来賞の応募数を重視し、「前年に比べ減少し」「目標値の達成には厳しい水準にある」として「B」の採点をしているが、こうした表面上の数字に一喜一憂する姿勢は改めたほうがよい。大切なことは、市民の防災への関心が質的にどれだけ高まっているか、という点にある。 ・人と防災未来センターの普及事業活動との関連が分かりにくいので事業の再編も検討すべきである。
[9 機構の業務運営の効率化・質の向上に関する事項]	A	・自主的な取り組みとして、19年度で経費の10%削減を実施している点は評価してよい。 ・業務の効率化・質の向上を評価する場合、シンクタンクの重要な機能である研究調査をトータルとしてどのように効率的にかつ高い質で行われているかの評価が不可欠である。今後評価の在り方を検討する必要がある。 ・機構の設立経緯はあるとしても、費用対効果が適切であるかどうかの視点で、厳しく点検を行い、スリム化に努める必要がある。 ・業務運営の効率化と質の向上は、ひとえにこの分野における献身的なコーディネーターを得ることにかかっている。とりわけ優れた人材を団塊の世代から選ぶことがこの目的に資すると思われる。 ・収入の面では、文科省科学研究費補助金を得られるような研究計画の作成指導に配慮する必要がある。なお、運用収入の増加方法については、ある比率のセーフティネットづくりを考慮する必要がある。 ・兵庫県は現在、全体として大幅な経費削減と事業見直しを図らねばならない財政事情にある。それに応じて機構も、効率化と民間活力の活用、執行方法の見直しなどは、さらに徹底して工夫する必要がある。

○評価基準

S：計画を大きく上回る優れた業績を上げている

A：計画通り（又は計画をやや上回り）、中期計画を十分達し得る可能性が高い

B：計画通りと言えない面もあるが、工夫もしくは努力によって中期計画を達成し得る

F：計画を大きく下回っている、又は中期計画を達成し得ない可能性が高い

5 研究調査の中間段階における評価

平成18年度に実施した研究調査のうち19年度以降も継続して実施する12の研究テーマについて、18年度の成果をとりまとめた中間報告書をもとに評価を行った。個々の研究については、視点、方法論等において留意してほしい点が若干見られるものの、概ね順調に進んでいると認められる。

しかし、評価の重心は、具体的、実証的な政策提言の如何にかかっていることから、研究の進捗状況からみて、中間段階で委員会として評価を行うのは難しいと判断し、このたびは、それぞれの研究の評価を担当した委員の所見を事務局に提出することにとどめた。

(参考：評価対象研究調査テーマ一覧)

[安全・安心研究所]

- ・自然災害を始め、社会の様々な不安に対する安全・安心の仕組みづくり方策
- ・大災害に備えた我が国危機管理機能のバックアップ体制のあり方
- ・多自然居住地域における安全・安心の実現方策

[地域政策研究所]

- ・国際競争力醸成のための地域政策の新展開
- ・自立型地域社会の構築に向けたコミュニティ政策のあり方

[少子・家庭政策研究所]

- ・自然学校、トライやるウィーク等兵庫型体験学習の効果、評価の分析
- ・ライフスタイルの多様性を支える少子化対策の展開

[長寿社会政策研究所]

- ・人口減少社会における世代間分担のあり方、高齢社会の将来展望
- ・団塊の世代等、中高年世代の意識等に関する調査研究（地域におけるシニアパワーの活用促進策）

[学術交流本部研究部]

- ・多文化共生社会に関する研究
- ・母語教育のあり方

[特別研究]

- ・関西圏域における広域行政のあり方研究

6 研究調査に関する査読結果(完了段階における評価)

研究調査テーマ			「住の安全・安心」に関する研究－災害多発国での住宅政策のあり方		都市圏域の空間構造のあり方に関する研究		家族・家庭を支えるための地域社会の役割についての調査研究		阪神・淡路大震災における被災自治体の財政運営について	
専門委員			a	b	c	d	e	f	g	h
評価項目	1	目的に鑑みて、研究成果はその方向に沿った内容になっているか。	S	A	A	A	A	A	A	A
	2	論旨は明解で、内容としてまとまりがあるか。先行研究への言及、実証、資料提示等は適切か。	A	B	B	A	A	A	A	B
	3	研究手法の選択、外部との連携・協力など、研究の実施体制は、適切か。	A	A	A	A	A	A	A	A
	4	中間報告を含め、適切な公表がなされているか。	A	A	B	B	B	A	A	A
	5	社会貢献につながる成果になっているか。政策提言は、独自性、具体性、妥当性があるか。	S	B	A	A	A	B	B	A
	6	研究期間は適切で、スケジュールどおり進んだか。	A	A	A	S	S	A	A	S
	7	研究に投入した経費は、成果に見合って妥当であるか。	A	B	A	A	A	A	A	S
総合評価			A	A	A	A	A	A	A	A

○評価基準

S:大変評価できる

A:評価できる

B:あまり評価できない

F:評価できない

外部評価委員会 専門委員名簿

(委員:50音順)

氏名	所属等
石川 實	奈良女子大学名誉教授
勝田 仁美	近大姫路大学看護学部教授
高寄 昇三	甲南大学名誉教授
寺本 光雄	太成学院大学経営学部教授
野田 隆	奈良女子大学大学院人間文化研究科教授
林 宏昭	関西大学経済学部教授
福島 徹	兵庫県立大学環境人間学部長
松本 滋	兵庫県立大学環境人間学部教授

研究テーマ：「住の安全・安心」に関する研究

－災害多発国での住宅政策のあり方

（専門委員 a）

この報告書は、災害時における住の問題について、阪神淡路大震災以来問題となっている主要な課題に焦点をあてて、包括的によくまとめられている。

包括的というのは、一つは、阪神淡路大震災を中心としながらその後にあいついだ国内の災害事例、海外事例など多くの事例を要領よく整理して考察している点である。もう一つは、防災、直後の避難の時期、そして復興の時期と時系列的に整理して考察している点である。また、防災、避難、復興という被災に伴う問題を住宅政策全体とのかかわりの中で考察している点である。

包括的でありながら、結論と提言にいたるまで、明快な論旨で一貫してまとめられている。一つひとつの事項についてはすでに数多くの研究や評論があり、この報告書独自の特に新しい知見は多くないが、とくに阪神淡路大震災についてはすでに膨大な資料があり、さまざまな見解が混在しているだけに、現在の時点で包括的に整理して考察したところにこの報告書の意義があると評価できる。

また、阪神淡路大震災から 12 年、記憶の風化が言われる中で、こうした報告書が引き続き発刊されること自体にも大きな意義がある。

あえて指摘するとすれば、以下の点において若干不十分な点が見られる。

- ① 結論や提言はおおよそ合理的で妥当なものであるが、他の見解の余地を残さないほどの根拠にはやや弱い(ないものねだりではあるが)。実際に政策化する場合には、一つの見解としか位置づけられない恐れがある。たとえば、私的財産への補助の否定の問題だけをとても国の姿勢を転換するにはもっと突っ込んだ分析が必要となろう。
- ② こうした問題に関わってきた関係者にはよく分かるが、一般の人が読むには分かりにくい点があるのでは？と思われる。たとえば被災地の地図が添えられなかったか？
- ③ オリジナルに実施した調査が全体の論旨の中で占める意味がやや少ない。また、この調査の場合、回答した人々は比較的アクティブなグループであり、寝たきりやひきこもりなど非常に困難な状況にある人たちはアンケートに回答すること自体もできないことに思いを致すことが必要であろう。
- ④ 参考文献がやや近年のものに偏っているように思える。

（専門委員 b）

「災害多発国における住宅政策」という研究領域は古くから認識されており、たとえば昭和 52 年に日本土地法学会『住宅政策・防災と法理論』（有斐閣）が出版されている。しかしながらその後は住宅政策というよりは都市計画的関心下で推移してきたとみることができる。阪神・淡路大震災の翌月閣議決定された「被災市街地復興特別措置法」も区画整理を中心として劣悪な市街地形成を阻止する都市計画事業であり、そこに生活再建の核となる住宅というまなざしはなかった。その点で調査企画は評価できる。

本調査研究は、被災後の住宅再建支援策について、いくつかの被災地で実施された支援の取り組みを学び、今後我が国に定着させていくべき方針の暫定的選択をもって提言に代える、という構成になっている。被災地を実際に歩いて見聞を広めている姿からは、巷に流布している諸提案より自身の観察を重視しているように推察され、その点では好感がも

てた。しかしまた、上記の内容であるため、研究タイトルが適切でないことを指摘せざるをえない。

タイトルを字義通り受け取って「住宅政策のあり方」を研究する場合、そこに建築学的関心はないのだから壊れた住宅の写真を取りに現地に行く必要はない。住宅政策で論ずべきことは多いだろうが一例をあげれば、住宅供給政策の整理（リバースモーゲージを含む）、公営住宅のあり方、住宅金融のあり方、居住権の問題、土地・建物を私的に所有するとしても（防災まちづくりを考えてみればすぐに想起されるように）所有者が負うべき公共的な義務の範囲の考察等が前段階の作業として理論的に検討され、しかる後、災害多発国の住宅政策のあり方を構想するという手順だろうと思われる。

再建支援のみに焦点があっている本調査研究を評価するに当たって、研究課題名を「…再建支援策に関する調査研究」と読み替えて判断することとした。以下、若干の評価項目について注釈を付す。

1. を A としたのは、読替後の判定である。読替が許されない場合は上記の理由から F である。

2. を B としたのは、先行研究への言及不足と、終章の提言に直接関連するような施策（たとえば住宅再建共済制度）の正確な仕組みを詳述するなどの説得力不足のためだが、守備範囲が広範であるため時間不足だったことは推測されるので、やや厳しい判定と自覚している。したがってまた、6 を A としたが、スケジュール通り進んだ点のみを評価した。研究期間はもう少し欲しかったと思われる。

7. 経費の整合性について B としたのは、復興公営住宅アンケート調査の内容と本研究課題との直接的関連が不明確である点をやや厳しめに評価したものである。

総評

「住は人間の生きる基盤」という認識から出発する本研究のまなざしは妥当なものである。本研究の提言部に現れる論点 1, 5, 6 など単に家屋の復旧というより高齢化する所有者層や賃貸層と彼らの暮らしを包含した上での基本枠組みを必要とするという指摘であり、これもまた妥当である。しかし、提言部に現れる論点は本研究が開始される 2006 年 9 月以前に散見された内容であり（たとえば『季刊都市政策』97、105 号）、新たな到達点というべき成果に乏しい。たとえば補修支援なら、家屋本体の建設費を認めよというだけでなく、その費用負担（自助部分と公助部分）割合の根拠の提案が求められており、住宅再建の選択肢の複数化という場合にも、その具体的選択肢の提案が求められている。もちろん、既存不適格のまま放置している所有者や地震保険未加入者が「もらい得」となるような単純な給付拡大論から一步進んだ提言であることが前提となる。端的に言えば、本研究は「出発点に正しくたどり着けた」という位置にあると思われ、その意味では B 評価相当とみるべきかもしれないが、時間不足が原因と思われる節があり、また、この研究の今後の進展はきわめて重要であること、引き続きこの研究を継続すれば実効性ある政策提言へ結実する可能性があることを考慮し、その期待を含めて「A 評価できる」と判断するに至った。是非継続して欲しい。

研究テーマ：都市圏域の空間構造のあり方に関する研究

（専門委員 c）

人口減少時代を迎え、拡大を続けてきた大都市圏の空間構造にも様々な変化が現れてくることが推測される。非成長時代の土地利用コントロールをどのように行なえばよいか、都市圏域の空間構造はどうあるべきか、十分な検討、分析を加えその成果を都市政策や都市計画に反映させていくことは非常に重要である。本研究は、このような状況を踏まえて「空間構造のあり方」と「新たな地域マネジメント」に関して検討しようとするもので、テーマとしても時宜を得ており重要である。本調査研究では、阪神大都市圏の縁辺部にあたる東播磨地域、さらにはその地域内の加古川市域、そして加古川市内のいくつかの着目地域について、それぞれ状況の分析・整理と課題の抽出を行い、そうした研究成果をもとに「東播磨地域における都市圏域の構造のあり方」について政策提言を行っている。

調査研究はまず対象地域の人口、土地利用、都市計画等の小地域を単位とする詳細なデータの分析や GIS を用いた空間分布の状況を表すマップ化を通じて、当該地域で起こっている空間構造の変化、状況の描画と課題の検討を行っている。こうした結果のみに着目しても、当該地域の今後の都市計画・都市政策を考える上で非常に有用な情報を提供するものといえる。そして順次、対象地域を絞り込みつつ詳細な資料や調査をもとに都市計画課題を整理し、またそれぞれの地域の現状を浮き彫りにし、それらを踏まえて、空間構造のあり方を示し、新たな空間管理プログラムの必要性を提起している。設定された調査期間内に置いて進められたこれらの調査研究の成果は、当初掲げた研究テーマに沿うものであり、その有用性も認められるので十分評価できる。

ただし、本調査研究の詳細においては下記に示す改善すべき問題点が見受けられるので今後に反映していただくことを期待したい。

①用いた指標やデータに誤りと思える箇所が散見される。例えば、第 2 章において中心的な分析指標と位置づけられている「核家族世帯率」は正しいか確認されたい。数値的にも例えば「加古川市地域福祉計画(H18.3)」21 ページの表の値からは、H12 年で 69.5%となっているが用いられた値は小さすぎると感じる。傾向としても近年本指標は減少しつつあるが、分析での捉え方は逆である。また、「核家族世帯」に着目して地域のモザイク性を論じる位置付けが十分読み取れない。また、80 ページの「変化率」は単なる「指数」で一般に地域分析で言う「変化率」とは異なっていると思われる。82 ページの伸び率も同様である。用いられたデータにもいくつか疑問が残る。例えば 26 ページの第 2-2-5 表には西宮市の値や 2005 年その他の転入など。

②報告書の図表、特に GIS マップはその地域差を凡例に従って読み取ることは非常に難しく、重要な役割を果たす図であるだけに問題と感じる。それ以外にも読みづらい、わかりにくい図表が少なくない。図表から論の展開をフォローすることは非常に困難であった。

③報告書の図表や文章中に誤字・脱字、文章のおかしな箇所が多く見受けられた。

④論の展開はデータに基づき、もう少し丁寧行うことが望まれる。例えば、24 ページ「東播磨地域で、増加傾向が見られる」とあるが、転出で言えば 1980 年は 26.3%、2000 年、2005 年は 20.1%、20.0%で逆であり、全体としても無理がある。こうした箇所が少なからず見受けられた。また、データの入手制約と思われるが対比するデータ期間があまりにも異なっており、データの見方をきちんとする必要があると思われる。55 ページ第 3 節などは多分に推測に基づくと思われる現状分析への言及がなされていると感じた。

（専門委員 d）

「都市圏域の空間構造のあり方に関する調査研究」報告書を査読して、まず最初に研究者および関係各位の多大な努力に敬意を表す。研究会を適切に開催し、短期間に効率良く分析作業を進め、研究目的は概ね達成されていると思われる。これには研究者の対象地域についての研究成果の過去からの蓄積と各種統計データの定量的な活用が大きく貢献していると考えられる。

研究目的は、人口減少時代、非成長時代の大都市周辺地域の変容に着目し、新たな都市計画課題を探り、政策提言としてまとめるものである。

本研究は東播磨地域を対象として、都市圏レベル、都市レベル、および地域レベルでの調査分析をふまえ「東播磨地域の都市構造の変容」、「加古川市の都市計画課題」および「加古川市の地域課題」について調査研究を行なったものである。報告書では第6章に提言としてまとめられているので実務的政策研究の視点からテーマ別に所見を述べる。

1. 神戸・大阪大都市圏における今後の東播磨都市圏域のあり方

東播磨都市圏域は、神戸・大阪大都市圏のフリンジの一部をなす従属的な都市圏域という性格を脱して、独自の自立した都市圏域をめざすには、この地域を明確にすることが重要であると考えられる。（都市圏域の再編）

しかし、提案されている地域特性を生かした分散ネットワーク型の都市空間パターンからなる新たな都市構造の形成は、各地域で検討されている持続可能な都市圏域のモデルとなる可能性がある。

2. 加古川市の都市計画課題への対応

東播磨地域の中心都市である加古川市の都市問題と都市計画課題に対する提言であり、具体的で実現性は高いと思われるが、都市圏域との関係が少ない。すなわち、加古川市に対する提案になり、都市圏域における加古川市の位置づけが不明確である。

3. 新たなエリアマネジメントの創設

新たなエリアマネジメントの仕組みとして、空間管理プログラムの創設は重要であるが、その実現には地域情報の一元管理と空間的動向の変化を常にモニタリングする仕組みが必要であり、提言の具体性を高めるには、より広い観点から検討するとともに、関係機関の協力体制を確立すべきである。

以上3つのテーマについて提言されているので、全体として政策提言の数が多く、テーマ間の関連性が希薄になっている。したがって、「都市圏域の構造のあり方」あるいは「新たな地域マネジメントのあり方」に絞った提言にすれば、新たな地域社会の形成に向けての、独自性、具体性が強調されることが考えられる。

今後、地方分権改革の推進、人口減少社会の到来および国と地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方自治体は、自らの責任で行政運営・地域経営を行うことが求められてくる。また、市町村合併の促進にともなって、道州制など広域行政の論議が活発になってくる。全国の地域が待望する補完性の原理に基づいた地域主権時代に向けて、それにふさわしい制度・政策について本格的に研究を進めることが重要である。本研究の提言が、その契機となり、「望ましい地域づくり」に貢献することを期待するものである。

研究テーマ：家族・家庭を支えるための地域社会の役割についての 調査研究

（専門委員 e）

子育て期の家族を支えるコミュニティ活動の展開－父親の活動をめぐって－を拝読し、
僭越ながら総合的な観点から評価させていただきました。

最初の文献検討による現状の把握では、現代の家族をめぐる状況や、焦点を当てている
父親に関連した現状と課題などを、父親・母親、年代層、地域特性など偏らずに、ニュー
トラルの立場から、また、経年的変化も含め多面的に検討がなされており、次の調査への
基盤固めが堅実に行われていることが伺われました。

今回の調査の目的は「家族やコミュニティの人々とのより親密な関係を築くため、新た
な行動を開始した男性たちに焦点を当て、その動向が生じてきた背景を明らかにし、その
意義を検討すること」であり、そこから、今日の家族が抱える課題を解決するための糸口
や実現するための課題を考察するとあります。目指すことは、コミュニティとつながりに
くい父親がコミュニティの中で、また、子どもたちと、きちんとつながって、より良い家
族を形成することだと理解しました。調査対象が、すでに何らかの行動を起こしている父
親たちや活動の実施者であり、その背景を探ることによって何らかの糸口を探るというこ
とですが、活動に参加・参画する対象者の男性たちは、基本的に何らかの意識が高い人々
であるとも考えられます。その他多数を占めるであろう参加しない・参加できない・参加
したくない父親たちの認識を変えるために、今回の対象から一般化された結果がそのまま
有効であるかという点では少し疑問はあります。ただ、参加したくない・参加できない理
由の真髄は明白にはならないものの、第一段階として、父親の活動参加の動機や、実際の
取り組みから受けている影響を調査することは意味深いことと思いました。

研究方法ですが、今回の目的としては、現状だけではなく、家庭内のことや当事者の思
いも知る意味がありますので質的記述的な方法は適切だと思いました。

前半の調査は5事例で主催者や立場も様々であり、緻密な質的研究方法による一般化に
は限界もあり、まとめる大変さがあつたと思いますが、そこから興味深い現状や課題が見
えてきたと思います。後半の調査は、「父親の会」の方11名であり、今まであまり明らか
でなかった県下の父親の会の状況が明らかになっていると思います。父親と、家族、学校、
コミュニティとの関係など、会のメンバーにとっての意味が事例の生の声として記載され
ていてイメージしやすい部分もありますが、第8節で「父親の会の活動を活性化させる要
因」に行く前に、父親にとっての意味を、応用しやすいレベルで抽象（それを箇条書きな
どされていると分かりやすいと思います）しておかれることによって、さらに、父親の会
が活性化する要因に説得力が出るのではないかと思います。要因として挙がっている3
点は興味深いものが挙がっています。現在の父親たちは、理想とする「父親モデル」に出
会っておらず、会が、互いに学ぶ機会となっているという点は、まさに、何が理想か分
からない、そして、その方法論も持たない父親たちの苦悩が見えてきます。また、地域では
母親に比べ分が悪い父親ですが、自身に活動の場が得られるような機会があると充実感に
つながることは頷けますし、父親自身のためであり子どもや家族のためであったことも結
論として興味深く思います。

これらの調査で得られたことは、「父親の会」そのものの意味や意義、可能性、有効性を
教えてくれるものであつたと思いますが、最初に書きましたように、そもそも参加したく
ない、参加できない父親たちを、どのように引き付けることができるかという現実的な問
題、つまり、広報の内容や方法などは課題として残っているように思います。その中で、

ひとつ面白いのが、「妻に勧められた」という部分であり、これは、重要な広報手段であるかもしれないと考えさせられました。

最後に、倫理面ですが、個人を特定できる人の名前が出ていますが、本人の承諾が得られておりますでしょうか。得られている場合は一言書いておくべきだと思いますし、得られていない場合は削除が必要かと思います。ただ、ここでは、個人名は記述する必然性がないと思います。

短い期間での研究成果に敬意を表したいと思います。また継続研究に期待しております。

（専門委員 f）

I. 総括的概評

現代の家族をめぐる混沌とした状況に対して、解決の糸口を探る意欲的で野心的な調査研究であることは認められるが、これほどの意欲的な試みであるがゆえに、あえて以下のような辛口の評価を提示したい。

第4章において総括的提言が行われているが、じつはここにおいて初めて、この調査研究の視点が示されているように見える。

もとより、これは第1章から第3章までの考察と調査を踏まえた総括的提言であることはいうまでもないが、現代の家族の多様化や家族間における「不平等化」といった趨勢の中で、父親の役割はどう変化しつつあると推測されるのか、また家族の機能遂行とコミュニティとの関係がどうであれば何を期待することができるのか、さらには父親の役割遂行と父親同士の地域的連携は何をもたらすかについて、あらかじめ仮説的検討と整理が行われていたほうが探求の指向性をもっと明確化されたのではないだろうか。

もしそれが行われて、仮説に基づいて研究が行われていれば、第1章から第3章までの各章のなかにおける考察や調査の目的の曖昧さが大いに避けられたのではないだろうか。

II. 各論的評価

〔第1章〕家族とコミュニティ

家族の多様化、家族間における不平等化といった趨勢から、家族をとりまくコミュニティへの期待が高まるという。それは家族外ネットワークへの期待であろうが、家族外ネットワークへの期待が、どのようにして父親への期待につながるのか。男性・父親に何を期待して、家族とコミュニティに対してどのような役割を果たして欲しいというのか、父親への期待とコミュニティへの期待との関係を理論的に整理しておいた方が、説得的な論議を展開できたのではないだろうか。

〔第2章〕父親の子育て参加を支える取り組み

第1章における「父親に期待する役割遂行」の内容の曖昧さ、つまり父親がコミュニティ・ネットワークのなかに入っていく目的と、家族のなかで父親の役割を遂行していくこととの関連性の理論的考察がなされないまま、事例調査に取り組んでいる。この理論的曖昧さがそのまま第2章にも反映して、事例分析の狙いと意義を曖昧にしていないだろうか。

素朴に報告書を読めば、家庭のなかで子どもとのコミュニケーションを図るために、コミュニティにおける父親同士の連携の力を借りようとするという論法のように見えるが、それは誤読であろうか。

〔第3章〕コミュニティにおける父親の連帯

“「子育て」という共通の関心事をもつ者同士として、父親が互いに連帯を深めようとしている”から「父親の会」があるかどうかを調査したというのであろうか。父親の会の活動に焦点を当てれば何が見えてくるのかがはっきりしない。「父親の会」を活性化させればどのような機能上の、役割上のメリットがあるというのか。

「もっと父親を学校へ」、「父親同士の関係作り」、「地域の子どもたちのために」という提言らしきものをみても、施策としての提言の狙いをもっとはっきりさせて欲しかったと思う。

〔第4章〕子育て期の家族の支援に向けて

調査研究の狙いが始めて一つのまとまりをもって見えてくる。

〔付言〕参考文献の掲げ方を工夫して欲しい。本文との関連順でもなく、アルファベット順でもないため、本文に対応する参考文献を探すのに、手間がかかる。

研究テーマ：阪神・淡路大震災における被災自治体の財政運営について

（専門委員 g）

- 1 研究成果としての被災自治体の財政悪化の原因については、芦屋市では人口減少による市税収入減、震災復旧事業・復旧事業費の一般財源負担、地方債増加などの分析で、財政状況はよく分析されている。事業費に対する国費負担について、芦屋市は交付税の不交付団体であるため、不利な補填しかえられていない点は、注目すべきである。
北淡町も芦屋市と同様であるが、町税収入減が少なく、交付税補填があるので、財政運営は、芦屋市より恵まれている。ただ大規模な区画整理事業を施行する必要があったか、用地買収方式で対応の余地はなかったかである。
- 2 論旨は明解であり、内容もまとまっているが、財政支援措置として国庫補助率・交付税補填措置など分析はすぐれているが、その他は資料としては一般的資料が多い。政府は現行の激甚災害支援制度をフルに適用し、可能最大限の支援をなしたと評価できる。
それでも支援対象外の建設事業、支援水準の低さ、補填措置の曖昧性が残されている。基本的には地方交付税の基準財政需要の算入、地方債元利償還の交付税措置で対応しているが、建設費に対して救助費が不利であり、交付税措置までの金利負担がきわめて大きい。無利子融資などの地方債措置が有利であり、また直接的利子補給制でなければ、不安定支援といえる。
- 3 研究手法の選択・実施体制などは十分であり、地元市町のヒアリングにもとづいて、データ分析は行われており、問題はない。ただ地元自治体の財政実態は、災害による公共施設の被害にくわえて、地方税収入の減収の長期化という、二重苦の状況にある。さらに財政支援措置は、制度上の措置で、制度外での財政需要は対象外となっている。このような状況の把握が不十分ではないか。
- 4 中間報告もふくめて公表もなされているので、問題はない。
- 5 社会貢献につながる成果になっているか、提言の具体性については、残念ながら不十分である。政府財政における基金・財源保障制度であるが、研究は自治体への財政支援措置、災害予防・救済運営の改革・改善が、より適切な提言ではなかろうか。たとえば自治体相互の災害応援協定と同様に、全国知事会、全国市長会、全国町村長会などの、各地方団体拠出の自治体災害基金による無利子融資制度、また各府県・市町村における住宅再建基金を固定資産税の不均一超過課税方式で、強制的に設置する。さらにボランティア基金を各自治体が任意に創設するなどが、より切実な課題である。
- 6 研究期間については、報告書が提出されているので問題はないと思われる。
- 7 研究の費用効果については、金額からみて妥当といえる。ただ今日でも災害と交付税・地方債・生活融資など、不明確な分野が多く、解明・改善の研究が必要であり、第4章の財政支援制度の分析程度の財政制度・数値分析が期待される。

（専門委員 h）

本報告書は、前半で芦屋市、北淡町の震災前後の財政状況を検討し、震災による財政状況の悪化を示している。そして4章以降の後半では、震災等の災害に伴う自治体の財政負担に対する国の支援制度に言及し、財政支援に関する今後の方向性を示唆している。

タイトルには、『被災自治体の財政運営についての調査研究報告書』とあり、2市町の財

政状況を見ている。しかし、震災の影響部分と都市計画の展開や減税といった震災の影響とは別に生じている要因と区分する必要がある。たとえば、報告書 12 ページの表にあるように、芦屋市では平成 6 年度から 16 年度にかけて災害救助・復旧事業で 217 億円、復興関連事業で 579 億円の地方債を発行しているのであるが、12～13 ページの記述においては地方債の総額が、「震災前の平成 5 年度末と比べ、約 5 倍の地方債を・・・」としており、震災復旧・復興の地方債への影響が明確にされていない。

芦屋市の経常収支比率は、確かに平成 7 年度に急速に悪化するものの、その後は改善する。しかし平成 10 年度から再び上昇に転じ、平成 14 年度には 107.5%に達する。芦屋市の場合、平成 9 年度以降地方税の減少傾向が生じ、この点も経常収支比率を悪化させる一因にはなったものと考えられる。一方、地方債残高は平成 13 年度をピークにして減り始める。地方債の減額を実現するために相当の努力があったものと考えられるが、この地方債償還にともなう公債費の増加も経常収支比率の悪化に結びつくものである。震災後の再建に向けた財政運営についても、もう一步踏み込んだ検証が必要である。

同様のことは、北淡町の財政分析についても当てはまる。地方債残高の拡大が問題とされているが、16 ページの記述では震災復旧・復興関連のもの以外の地方債も含まれる。経常収支比率についても、平成 14 年度以降の上昇にどのように震災が影響しているのかという点には言及しておく必要があろう。

本報告書では、既存の提言等を活用しながら大規模自然災害による自治体財政への影響を軽減するための国からの財政支援の拡充を主張する。災害復旧に対する国による支援や、それに対する基金の創設といった対策の必要性は多くの賛同を得られよう。とりわけ、水道等のライフラインの早期回復や、住宅を失う人が多く出た場合の対策は時間的なずれを生じさせることなく実施する必要があるため、緊急に対応することのできる財源確保は不可欠である。また報告書 27 ページで指摘されているように、災害等前と同規模で同質の施設の復旧が不要であるケースもあり、財政支援には柔軟性も求められる。

しかしながら、もともと備えている財政力や過去の社会資本整備の状況を考慮することも必要ではないかと考えられる。特に、自治体の特性を問わない一律に実施する財政支援と都市計画事業も含めた復興事業には区別が必要であらう。

本文中でも触れられているように、経常収支比率のような財政指標を取り上げるならば、その変動には地方交付税が交付されているか否かによる影響が大きい。特に芦屋市の震災直後の経常収支比率の悪化は、税収減やコスト増が地方交付税で吸収されることがなかったことが大きく影響している。しかし芦屋市の場合、もともと高い財政力を背景に行政が展開されてきたことが指摘されている。また上記のように、比較的早く地方債残高の削減にも取りかかることができている状況で、財政力の低い自治体と同様の支援をすべきかどうかはさらに慎重であるべきであらう。報告書では、芦屋市と北淡町という財政力に大きな相違のある自治体を分析対象としており、一律の支援と各自治体の状況に応じた支援とを示し、それぞれの支援が行われた場合のシミュレーション分析も加えるならば、政策的な提言にもいっそう説得力が備わるものと期待される。

以上、本報告書について調査研究としての側面から若干のコメントを記述したが、研究目的に沿った調査方法および結果、政策提言の方向性など、研究機構の成果物としては、十分な水準に達しているものと評価する。なお本調査は、予算額 1,393 千円に対して決算（見込）額が 223 千円と、予算の 6 分の 1 程度の経費で遂行されており、特にこの点は強調されてよいと考えられる。

7 業績評価方法に関する意見

- 1 評価の方法については、単なる数値目標の達成状況ではなく、事業内容や成果が目的に沿ったものとなっているかによって判断する仕組みを考える必要がある。
- 2 評価資料には、個々の事業費に人件費が含まれていないため、少なくとも直接的な人件費を含めたコストの算出を検討すべきではないか。
- 3 研究調査における中間評価については、評価の重心となる政策提言に関する研究の熟度が十分でなく、中間段階で評価を行うことが困難であった。評価の方法を再検討すべきではないか。

[参考資料]

1 評価の方法

業績評価については、機構による自己点検評価を実施し、その結果を踏まえ、外部評価委員会による評価を実施した。

評価の種類及び評価方法は、次のとおり。

評価の種類		自己・外部の別	評価方法
個別評価 (研究調査)	中間	自己点検評価	記述により行う
		外部評価	記述により行う
	完了	自己点検評価	記述により行う
		外部評価	委員会が選任した専門委員2人が査読し、4段階評価を行い、所見を付す
総合評価	研究所・研究部等	自己点検評価	記述により行う
		外部評価	記述により行う
	機能別	自己点検評価	4段階評価を行い、理由を付す
		外部評価	4段階評価を行い、所見を付す
	機構全体	外部評価	人防センター、こころのケアセンターの評価結果を踏まえ、記述により行う

(4段階評価の評価基準)

○個別評価(研究調査)完了

S:大変評価できる

A:評価できる

B:あまり評価できない

F:評価できない

○総合評価(機能別)

S:計画を大きく上回る優れた業績を上げている

A:計画通り(又は計画をやや上回り)、中期計画を十分達し得る可能性が高い

B:計画通りと言えない面もあるが、工夫もしくは努力によって中期計画を達成し得る

F:計画を大きく下回っている、又は中期計画を達成し得ない可能性が高い

2 外部評価の実施経過

- (1) 第1回外部評価委員会開催
平成19年7月17日
内容:委員長選出
業績評価の説明
外部評価の進め方
- (2) 専門委員による査読実施
平成19年7月～8月
- (3) 外部評価委員による書面評価
平成19年7月～9月
- (4) 第2回外部評価委員会開催
平成19年9月28日
内容:各委員の評価状況報告
委員会評価の協議

3 外部評価委員会 委員名簿

(委員:50音順)

	氏名	所属等
委員長	新野 幸次郎	財団法人神戸都市問題研究所理事長
委員	天野 明弘	兵庫県立大学副学長
	尾関 章	朝日新聞論説委員
	蒲島 郁夫	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	木村 陽子	総務省地方財政審議会委員
	佐藤 友美子	サントリー株式会社次世代研究所部長
	瀧川 博司	兵庫県商工会議所連合会特別顧問
	鷺田 清一	大阪大学総長

(趣旨)

第 1 条 本要綱は、財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構(以下「機構」という。)が寄附行為第 3 条に定める設立目的を効果的かつ効率的に達成し、県民等に対する社会的責任を果たすため、同第 4 条に掲げる研究調査その他の事業(以下「研究調査等」という。)について実施する業績評価(以下「評価」という。)に関し、必要な事項を定める。

(評価の区分・実施主体)

第 2 条 評価は、自己点検評価及び外部評価とする。

2 自己点検評価は、機構運営会議が実施する。

3 外部評価は、機構と利害関係のない外部有識者等の中から選任された委員を構成員とする外部評価委員会が、自己点検評価の結果をもとに実施する。

4 外部評価委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(評価の対象)

第 3 条 評価は、機構が策定する中期目標及び中期計画に沿って実施される研究調査等の実績を対象に行う。

2 中期計画の策定については、可能な限り、具体的な目標値の設定、実行プロセスの明確化等を図るとともに、参加者や関係者へのアンケート、ヒアリング等を行うなど評価に必要なデータ情報の収集に努めるものとする。

3 指定管理者として機構が管理する阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター及び兵庫県こころのケアセンター(以下「両センター」という。)が行う研究調査等の実績に関する評価は、それぞれ別に定める業績評価制度によるものとする。

ただし、機構全体の総合評価については、両センターの当該評価結果を踏まえて実施するものとする。

(評価の実施等)

第 4 条 評価は、個別評価と総合評価を併せて実施する。

2 個別評価は、中期計画に掲げる全ての研究調査等の推進状況について、可能な限り客観的に把握し、評価を実施する。

3 総合評価は、前項の個別評価をもとに、中期計画に掲げる項目ごとにその達成状況について評価を実施するとともに、社会的有用性、有効性、効率性等の観点から組織単位及び機構全体を評価し、業務のあり方、組織のあり方、改善すべき点等について明らかにする。

(評価の実施時期)

第 5 条 評価は、前の年度に行った研究調査等の実績に対して遅滞なく実施する。

2 複数年度にわたる研究調査については、年度ごとに成果を取りまとめ、その成果について中間評価を実施するとともに、当該研究調査の完了後、当該研究調査の全体について評価を実施するものとする。

(評価結果の取り扱い)

第 6 条 評価の結果については、以後に機構が行う研究調査等の計画、予算等に適切に反映するものとする。

2 機構は、中期目標及び中期計画について、必要に応じ、一層適切となるよう見直しを行うものとする。

(評価結果の公表)

第 7 条 評価の結果については、ホームページ等によりその概要を公表する。

(庶務)

第 8 条 評価に関する庶務は、機構事務局企画課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 外部評価委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構（以下「機構」という。）業績評価実施要綱（以下「要綱」という。）第 2 条第 4 項に基づき、同機構に外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、機構の研究調査その他の事業の評価を行い、その結果を理事長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、機構と利害関係のない外部有識者等の中から、理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第 7 条 委員会は、高度に専門的な観点から評価を行う必要があると認める場合は、委員会に部会を設けることができる。

2 部会の運営については、別に定める。

(専門委員)

第 8 条 委員会は、研究調査の評価を行うため、研究調査テーマ別に、専門委員を選任し、査読を委嘱することができる。

2 専門委員の選任は、研究調査に関係する行政関係者及び学識者の意見を聴いて行う。

3 専門委員は、1 テーマにつき 2 人とする。

(謝金)

第 9 条 委員が会議その他の委員会の職務に従事したときは、理事長が別に定めるところにより謝金を支払う。

(旅費)

第 10 条 委員が委員会の職務を行うために、会議等への出席のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定に準ずる。

(庶務)

第 11 条

委員会の庶務は、機構事務局企画課において処理する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。